

動物が迷子になつた場合

○ 日頃の備え

室内飼いをしていても、逃げ出してしまうこともあります。日頃から動物には飼い主が判るものを付けておきましょう。

また、首輪や動物の飼育場所の囲い等が壊れていないか定期的に確認して下さい。

・犬に鑑札・狂犬病予防注射済票の装着（義務）

その番号から登録者の名前、住所が判りますので、保護されたときに連絡することが出来ます。

・迷子札の装着

迷子札に電話番号を書いておくと、保健所に問い合わせなくとも連絡先が判るので保護された場合、迅速に返還されます。

・マイクロチップの装着

鑑札や迷子札等の様に、マイクロチップは外れることはありません。

金沢市では、保健所に保護されたすべての動物にマイクロチップリーダーを当ててマイクロチップが入っていないか確認しています。

マイクロチップは動物病院で装着できます。

○ 迷子になったときの対応

① まずは、逃げ出した場所の周辺を探して下さい。特に室内飼いの猫の場合は、近所に隠れていることがありますので、声を掛けて近所を探してみて下さい。

② 逃げた場所の住所を確認し、小動物管理センターとその場所を管轄する交番に連絡して下さい。

※金沢市では、収容中の保護した犬猫の情報を、保健所のホームページで公開しています。
ご確認下さい。

犬・猫の里親募集について

金沢市では小動物管理センターに収容され、飼い主に返還できなかった動物のうち、譲渡可能な犬や猫を、適正に飼育していただける里親（飼い主）希望者に無料でお譲りしています。
ご希望の際には小動物管理センターまで電話してください。

里親に登録する際には次の条件が必要です。

① 動物取扱業者でないこと、医学等の実験に動物を用いないこと。

② 飼い主は20歳以上65歳未満の方で、責任をもって終生飼育できること。

③ 石川県内で、ペット飼育可能な住宅で飼育すること。又家族全員の同意が得られること。

④ 多頭飼育防止の為、現在犬猫の飼育頭数がそれぞれ1頭以下であること（既に2頭以上飼っている方には譲渡していません）。

⑤ 犬の場合、登録と毎年の狂犬病予防注射を行い、首輪等に鑑札・狂犬病予防注射済票を装着すること。猫の場合、室内飼いを行うこと。その際も逸走防止のため、名前等の入った首輪等を付けて飼育できること。

⑥ ワクチンの接種、疾病の際に治療を受けさせる等、動物の生涯に責任をもって飼育すること。

